

用語解説

(1) 全国学力・学習状況調査【1ページ】

小学校6年生・中学校3年生を対象にした、学力と生活・意識等に関する全国調査。
(平成19年度から文部科学省が実施。)

(2) いじめ【1ページ】

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による。平成19年1月に定義を見直す。)

(3) ゆとり教育【1ページ】

「ゆとり教育」は、ゆとりの中で児童・生徒が学習にじっくり取り組める時間を確保し「生きる力」を育成することをめざす。もともと、「ゆとり教育」の考えは、昭和52年の教育課程の基準の改善に際して「ゆとり」が強調されたことに遡る。

(4) 学校力【1ページ】

学校の持つ総合的な教育力のこと。学校が備えるべき力として、「気持ちのそろった教職員集団」、「戦略的で柔軟な学校運営」、「豊かなつながりを生み出す生徒指導」、「すべての子どもを支える学習指導」、「ともに育つ地域・校種間連携」、「双方向的な家庭とのかわり」、「安心して学べる学校環境」、「前向きで活動的な学校文化」の8つの要素が『学校改善のためのガイドライン』の中の「学校力向上のためのガイドライン」で示された。(平成20年2月、府教育委員会発行)

(5) 支援学校【2ページ】

学校教育法の改正により、盲学校、聾学校、養護学校が特別支援学校に改められた。大阪府では、平成20年4月から、「盲学校」を「視覚支援学校」に、「聾学校」を「聴覚支援学校」に、「養護学校」を「支援学校」に改め、これらを総称して「支援学校」という用語を使用している。

(6) 中央教育審議会【3ページ】

文部科学大臣の諮問組織で、国の教育の重要事項に関して審議する。初等中等教育分科会など5分科会を設置。委員30人以内、任期2年(再任可)。

(7) 長期欠席・不就学【5ページ】

長欠は、学齢期間中の児童・生徒が年間50日以上、連続的または断続的に欠席した場合をいい、不就学は、就学する年齢に達した児童・生徒が学校に就学していない状態

をいう。戦後直後、家庭が経済的に厳しい子どもたちは「長欠・不就学」の状況にあった。

(8) 不登校【5ページ】

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による。)

(9) 自尊感情【5ページ】

「自分はまわりの人から認められている」「自分はやればできる」などといった自己の存在を肯定的に捉える感情。

(10) 教育改革プログラム【7ページ】

学校教育の再構築と総合的な教育力の再構築を柱に平成11年4月から10年間に渡って策定された大阪府の教育施策実施計画。

(11) 義務教育活性化推進方策【7ページ】

「教育改革プログラム」のさらなる推進を図るため、義務教育段階における課題について、その対応や市町村が一層効果的な施策選択を行うための支援を整理し、概ね「教育改革プログラム」の計画期間内に取り組む具体的方策をとりまとめたもの。

(12) スクールカウンセラー【7ページ】

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う、中学校に配置されている臨床心理士。

(13) スクールソーシャルワーカー【7ページ】

不登校等、生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家。主に、子どもたちの生活環境の改善を働きかけるよう、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ課題解決を図る。

(14) 生きる力【8ページ】

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」(知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等)、「豊かな人間性」(自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等)、「健康と体力」(たくましく生きる

ための健康や体力等)などの要素からなる力。

(15) PDCAサイクル【9ページ】

継続的な業務改善を進める際に、計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して、改善(Act)に結びつけ、その結果を次の計画に活かす取組みで、螺旋を描くようにサイクルを向上させていくプロセスをいう。

(16) 授業評価【9ページ】

確かな学力の向上をめざして、「わかる授業」「魅力ある授業」を実現するために、児童生徒、教職員、保護者等によって授業についての評価を実施し、組織的な授業改善に活かすための取組み。

(17) 自己肯定感【9ページ】

かけがえのない存在である自分を好きになり、自分自身の良さや個性を自覚し、それをさらに伸ばそうとする気持ち。自分に自信を持つとともに人間への信頼感につながるもの。

(18) キャリア教育【9ページ】

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

(19) 暴力行為【10ページ】

「自校の児童生徒が起こした暴力行為」をいい、「対教師暴力」、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為に限る)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力を除く)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4形態を調査対象とする。(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による。)

(20) 親まなび【11ページ】

対話や交流を通して、子育ての大切さ等を学習する取組み。将来、親となる児童・生徒が、親として子どもとしっかり向き合い、自信をもって子育てできる力をはぐくむことや、自分を大切にするとともに相手を尊重する気持や、人と人とのつながりの大切さなどを互いに学びあい、高めあうのに有効である。

(21) 次代をリードする人材育成研究開発重点校(エル・ハイスクール)【13ページ】

21世紀をリードする創造力溢れた人材や先端的な科学技術を支える人材などの育成を目的に、特色ある取組を行い、その実践結果を他の高校の教育活動に提供する高校を重

点校（エル・ハイスクール）として 17 校指定し、平成 15 年度から研究開発を進めている。

（22）普通科【13ページ】

普通教科を幅広く学び、広い知識と教養、柔軟な思考力を養うことをめざす学校。専門コース（美術・体育・理数・保育・海洋など）を設けている学校もある。

（23）中高一貫教育【13ページ】

中高一貫教育の実施形態には「中等教育学校」「併設型中学校・高等学校」「連携型中学校・高等学校」の3種類がある。中等教育学校は6年間の一貫教育を実施する学校。併設型は同一の設置者による中学校と高等学校とを高等学校入学者選抜を行わずに接続するもの。連携型は、設置者の異なる中学校と高等学校とを教育課程編成の工夫や教員・生徒間交流等により連携を深める形で中高一貫教育を実施するものである。

（24）通信制課程【14ページ】

「通信による教育を行う課程」を設置する学校のことで、提出するレポートの添削指導と、週に2～3回のスクーリング（面接指導）により学習を進める。

（25）個別の教育支援計画【15ページ】

障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

（26）個別の指導計画【15ページ】

個別の教育支援計画をふまえ、より具体的に個別の指導目標や指導内容・方法を明確にして作成した年間又は学期ごとの各教科、自立活動などにおける指導計画。

（27）自立支援推進校【16ページ】

平成17年8月の大阪府学校教育審議会答申「高等学校における知的障がい生徒の受け入れ方策について」をふまえ、平成13年度から5年間の調査研究を継承し、知的障がいのある生徒が高等学校でともに学ぶ取組みとして平成18年度から制度化したもので、「知的障がい生徒自立支援コース」を設置している高等学校（平成20年7月現在、府立高等学校9校）をさす。

（28）共生推進モデル校【16ページ】

平成17年8月の大阪府学校教育審議会答申をふまえ、自立支援推進校と併せて、知

的障がいのある生徒が高等学校でともに学ぶ取組みとして平成18年度から制度化したもので、現在、府立たまがわ高等支援学校と府立枚岡樟風高等学校の両校を指定している。府立たまがわ高等支援学校の生徒が、府立枚岡樟風高等学校に設置した共生推進教室において、毎日、府立枚岡樟風高等学校の生徒とともに学んでいる。

(29) 支援学級【16ページ】

学校教育法の改正により、特殊学級（養護学級）の名称が特別支援学級に改められた。大阪府においては、弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、情緒障がい学級を小・中学校に設置している。大阪府では、「支援学級」という用語を使用している。

(30) 首席【18ページ】

校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。府立学校は平成18年度から、小中学校は平成19年度から配置。

(31) 指導教諭【18ページ】

学校に配置され、教育長及び校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研修支援、地域連携の職責を担う。府立学校は平成18年から、小中学校は平成19年度から配置。

(32) 評価・育成システム【19ページ】

教職員が学校の目標を共有し、その達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を得ながら目標の達成に取り組み、自己点検と校長等による評価、取り組みの改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動の充実及び学校の活性化に資することを目的として、全ての教職員を対象に平成16年度から実施。平成19年度から評価結果を給与に反映。

(33) 同僚性【20ページ】

仕事仲間と互いに高めあい、成長しあう関係のこと（collegiality）。同僚性が低い職場は、教職員は孤立感を抱きやすく、また職業人としての成長も期待しにくく、同僚性が高い職場は、支え合う形が出来ており、豊富な切磋琢磨の機会がある。

(34) 学校評価【21ページ】

学校運営の改善をめざすことを目的として、各学校が教育活動その他の学校運営につ

いて点検・評価する取組み。学校教育法施行規則において、「学校運営自己評価と結果公表義務」等が規定されている。

(35) 学校教育自己診断【21ページ】

学校教育活動が児童・生徒の実態や保護者・地域住民の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、教職員、児童生徒、保護者らが記入する診断票に基づいて、学校自らが学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするもの。

(36) 学校協議会【21ページ】

保護者や地域住民等の意向を把握し、学校運営に反映させることにより、学校運営改善を図る目的で設置される学校支援組織で、文部科学省が示す「学校評議員」が一堂に会して協議する会議と同趣旨のもの。

(37) 臨床心理士【22ページ】

臨床心理士は、心理学の専門家のうち、臨床心理学を学問的基盤に持つ者を言い、原則として指定された大学院を修了し（第1種指定大学院の場合）、あるいは修了後1年以上の臨床経験（第2種指定大学院の場合）を経て、臨床心理士資格試験に合格し認定資格を有する者。

(38) 社会福祉士【22ページ】

社会福祉士は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる者の国家資格。